

特集
2

政府におけるシェアリングエコノミー推進の取り組み

岩坪 慶哲 Iwatsubo Yoshiaki 内閣官房シェアリングエコノミー促進室参事官補佐
総合ITベンダーに入社後、官庁向けシステム開発プロジェクト等に従事。2015年より内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室に出向。2017年1月より現職を併任。



政府がシェアリングエコノミーの促進に取り組む意義

活用されていないヒト・モノ・カネを第三者がマッチングするビジネスは、従来から存在していましたが、スマートフォンやSNSの普及により、「シェアリングエコノミー」と呼ばれるサービスが進展しつつあります。シェアリングエコノミーは、民泊やライドシェアが有名ですが、その他にも駐車場や会議室などのスペースシェア、ITスキルや家事・育児などの労働力のシェアなど、さまざまな分野で新たなサービスが登場してきています。

このようなシェアサービスは、十分に活用されていない資産や個人のスキル、隙間の時間などの有効活用を促し、社会全体の生産性向上につながるものです。シェアリングエコノミーには、一億総活躍社会の実現や経済成長、地方創生、地域共助のしくみの充実など、わが国の諸課題の解決への貢献が期待されます。

他方、シェアリングエコノミーは、従来型のサービスモデルとは異なる特性を持った黎明期にあるサービスモデルであり、健全な発展に向けて整理すべき課題が多いこ

とも事実です。例えば、サービスの品質について、従来型サービスでは本業として資本を投下した事業者が責任を負っていますが、シェアリングエコノミーではサービスを提供する個人等が責任を負うことが基本であることなどから、サービスの利用に不安を覚える消費者が多くいます(図)。

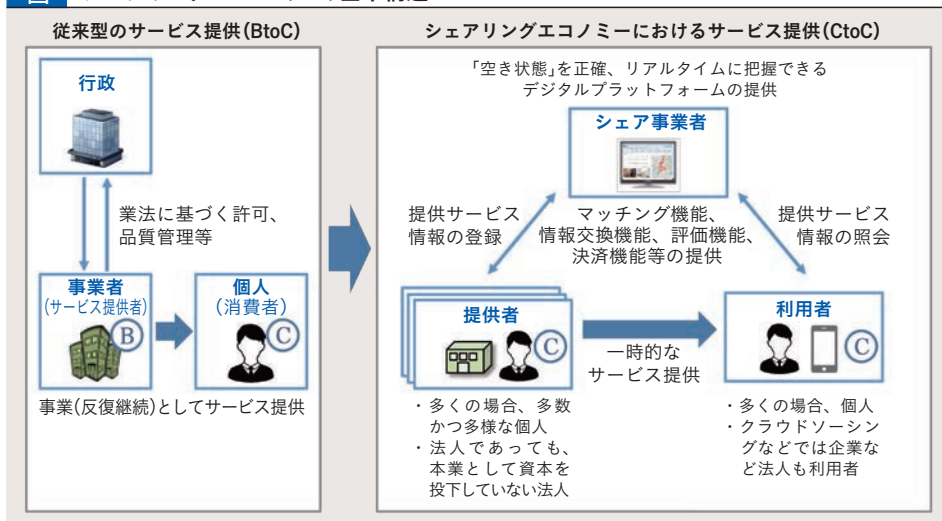
このようなことから、政府では、シェアリングエコノミーの健全な発展に向けて、シェアリングエコノミーをめぐる課題を整理し、解決に向けた取り組みを実施しています。

取り組み状況

政府では、2016年7月より、内閣官房IT総合戦略室長(政府CIO)の下に、シェアリングエコノミー検討会議を開催しています。

同検討会議では、インターネット上でマッチ

図 シェアリングエコノミーの基本構造



出典：内閣官房シェアリングエコノミー促進室作成

ング機能を提供する事業者(以下、シェア事業者)とシェアリングエコノミーの活用に取り組んでいる自治体へのヒアリング結果や、会議の構成員や関係省庁から提供されたさまざまな情報を基に、活発な議論がなされました。例えば、「シェア事業者が担う責任」についての議論では、サービスの提供者と利用者の行為の責任をシェア事業者がどこまで負うかが論点となり、消費者側からは「シェア事業者に責任を持ってほしい」という声上がる一方、事業者側からは「シェア事業者の責任について、一定の限度を示すことが必要ではないか」等、さまざまな意見が出ました。

また、「平成28年版情報通信白書*1」によると、わが国は諸外国と比較して、シェアリングエコノミーに対する認知度や利用意向が最も低いことに加え、「事故やトラブル時の対応に不安がある」とする声が多いのが特徴です。このことから、シェアリングエコノミーの健全な普及に向けて、認知度向上や安全性・信頼性の確保による利用者の不安解消が課題であることが明らかとなりました。

こうした議論や状況を踏まえ、同年11月に、必要な措置を盛り込んだ「シェアリングエコノミー推進プログラム」を公表しました*2。以下に、同プログラムの内容とその後の進捗状況を紹介します。

(1) 自主的ルールによる安全性・信頼性の確保

①内容

シェアリングエコノミーは、シェア事業者が運営するマッチングプラットフォームを通じた個人間取引(CtoC)等を基本としているため、取引にかかわる不安の低減が、その発展を進めるうえで課題となります。他方、変化の激しいビジネス環境であり、法律による画一的な規制がなじみにくい分野でもあります。このため、民間団体等による安全性・信頼性を高める自主的

ルール運用を促進することとし、シェア事業者に対して、本人確認の徹底や評価のしくみの実装、相談窓口の設置等を求める「シェアリングエコノミー・モデルガイドライン」を示しました。

②進捗状況

本モデルガイドラインを基に、一般社団法人シェアリングエコノミー協会が、サービス利用者の安全性・信頼性を確保するための措置を講ずるシェア事業者を認証審査するしくみを作りました。2017年11月時点で、15のサービスが認証マークを取得したことが公表されています*3。今後、この認証マークが、消費者にとって安心して利用できるサービスかどうかを判断する材料として活用されるよう、同取り組みの普及が期待されます。

(2) グレーゾーン解消等に向けた取り組み

①内容

シェアリングエコノミーがさまざまな分野に進展すればするほど、事業者によるサービスの提供を念頭に置いて規定された既存法令が、個人間取引についても適用されるのか否かが不明瞭(グレーゾーン)となる可能性が高まります。このグレーゾーン等への対処方法として、「弁護士等の活用による法令調査・法令違反でない根拠の明確化の推奨」「グレーゾーン解消制度等の活用の推奨」「現行規制の検証」の3点を挙げました。

②進捗状況

2017年1月、内閣官房に設置されたシェアリングエコノミー促進室(政府相談窓口)において、シェア事業者からの相談に対して、必要な情報提供や規制官庁との調整、法令解釈に係るグレーゾーン解消制度の活用等に向けた支援を行っています*4。

(3) シェアリングエコノミー活用自治体の創出

①内容

地方においては、少子高齢化や都市への人口

*1 総務省「平成28年版情報通信白書」<http://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/h28/pdf/n3100000.pdf>

*2 内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室「シェアリングエコノミー検討会議中間報告書ーシェアリングエコノミー推進プログラムー」(2016年11月)
https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/senmon_bunka/shiearingu/chuukanhoukokusho.pdf

*3 一般社団法人 シェアリングエコノミー協会「シェアリングエコノミー認証マーク取得サービス」<https://sharing-economy.jp/ja/trust/case/>

流出に伴い、雇用の創出や交流人口の増加、交通過疎地における高齢者の足の確保など、多くの課題を抱えています。シェアリングエコノミーは、これらの地域課題を解決する手段として活用できる可能性があります。このため、政府において、「地方自治体とシェア事業者の連携実証」「ベストプラクティス集の作成・共有」「シェアリングエコノミー伝道師の派遣」等を行っていくこととしました。

②進捗状況

2016年11月、秋田県湯沢市、千葉県千葉市、静岡県浜松市、佐賀県多久市、長崎県島原市の5都市が、シェアリングエコノミーによる「共助」で地域課題解決をめざす、「シェアリングシティ宣言」を発表しました。このうち、多久市では、市がローカルシェアリングセンター(造語)というコワーキング(Coworking)や交流の場を作り、高齢者や育児・介護などを理由にフルタイムで働くことが困難な住民を募って、パソコンスキル向上のための研修等を開催しています。そうして得たスキルを活用し、クラウドソーシングによってウェブライティングなどの仕事を都会から受注することにより、地域住民が稼げるしくみづくりを推進しています。このようなシェアリングシティは、事業者団体による自主的な取り組みのもと、2017年11月時点で、15都市に広がっています*5。

また、このような事例の横展開を図るため、2017年3月、豊富な知見や活用の実績等を備える「シェアリングエコノミー伝道師」を内閣官房が任命し、自治体が主催するセミナー等での講演や、ウェブ・雑誌等媒体での紹介記事の執筆などの普及・啓発活動を実施しています。

今後の方向性

政府の成長戦略「未来投資戦略2017*6」に

おいて、「シェアリングエコノミーを活用した社会課題解決や新しい生活産業の実装による地域経済の活性化のため、(中略)モデルとなるシェアリングエコノミー活用の事例を本年度中に少なくとも30地域で創出することを目指す」とされています。この目標を達成すべく、シェアリングエコノミー促進室において、地域課題の解決に向けてシェアリングエコノミーの活用に意欲のある自治体からの相談を受け付け、必要に応じてシェアリングエコノミー伝道師の派遣等を行っています。また、関係省庁においても、先進事例の実証事業(総務省「IoTサービス創出支援事業」)や自治体と事業者のマッチングイベント(総務省「地域IoT官民ネット」、経済産業省「IoT Lab Connection」)の開催など、さまざまな取り組みを行っています。さらに、2018年度当初予算の事業として、消費者庁が徳島県に開設した「新未来創造オフィス」の周辺地域を対象に、消費者モニターを活用したシェアリングエコノミーに関する実証実験や、過疎地域を含めた地方におけるシェアリングエコノミー活用推進の事業を総務省が盛り込むなど、新たな施策が打ち出されています。

まとめ

社会課題の解決に向けて投入可能な政策資源が減少していくなか、多様化・複雑化する課題の解決手段の1つとして、シェアリングエコノミーは期待されています。他方、シェアリングエコノミーは、従来型のサービスモデルとは異なる特性を持った黎明期にあるサービスモデルであり、サービス利用者の不安解消などの課題があります。

シェアリングエコノミーの健全な発展に向けて、政府は安全性・信頼性の確保など、さまざまな取り組みを引き続き実施してまいります。

*4 同年5月、グレーゾーン解消制度の活用により、自動車の中長距離を移動するドライバーと同区間の移動を希望する人をマッチングし、ガソリン代および道路通行料相当での相乗りを実現するサービスについて、道路運送法の「旅客自動車運送事業」に該当しないことが公表された。

*5 一般社団法人 シェアリングエコノミー協会「認定都市のご紹介」<https://sharing-economy.jp/ja/city/case/>

*6 「未来投資戦略2017—Society5.0の実現に向けた改革—」(2017年6月9日)
https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/miraitousi2017_t.pdf